

令和元年度  
第2回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和元年5月14日開会

高松市農業委員会



令和元年度第2回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和元年5月14日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所 第32会議室

出席委員 22人

- 1 番 三笠 輝彦（会長）
- 2 番 真鍋 俊二
- 3 番 佐竹 博巳
- 4 番 佃 俊子
- 6 番 太田 政美
- 7 番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8 番 横井 豊
- 9 番 森口 憲司
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 2人

- 5 番 上砂 正義
- 10番 三好 義光

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 田山 元太
- 主任技師 河合 良治
- 主任主事 三好 順子
- 主任主事 古免 範彰

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 議案第12号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について
- 議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から令和元年度 第2回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、上砂委員、三好委員の2人です。また、神内委員からは少し遅れるとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

—— 神内委員入室 ——

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は3番佐竹委員及び23番神内委員を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番は、賃借人が労力不足となり賃借人が別の農家へ譲渡するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。譲渡の内容については、農地法第3条の規定による許可申請所有権1番のとおりです。

3番は、第三者が転用するため基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条の規定による許可申請所有権20番のとおりです。

4番・5番は、第三者が転用する予定のため香川県農地機構を介した基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番も、第三者が転用するため基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条の規定による許可申請所有権23番のとおりです。

7番も、第三者が転用するため基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条の規定による許可申請所有権28番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、貸人が貸付先を変更するため返還を受けたものです。

2番は、貸人が転用する予定のため返還を受けたものです。

3番は、貸人が別の農家へ譲渡するため返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第3条の規定による許可申請所有権9番のとおりです。

4番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条の規定による許可申請13番のとおりです。

5番は、貸人が別の農家へ譲渡するため返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第3条の規定による許可申請所有権11番のとおりです。

6番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条の規定による許可申請所有権28番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について7件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について6件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、申請地周辺の賃貸アパート、分譲マンションの住民が利用する露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、賃貸アパート、分譲マンション住民用の露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、申請者所有のマンション入居者用の露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が103平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、3階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.66平方メートルを300枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、老後の生活資金の一部とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当で、再生可能エネルギー発電事業計画の認定も平成31年3月25日付けで受けており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高齢により農地の維持管理が難しく、老後の安定した収入を得るため露天貸駐車場を計画したもので、申請地は国道11号線に近く福祉施設や法人の事務所等もあり需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、平屋建1棟の非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、子供の成長に伴い現住宅が狭くなり老朽化も進んでいることから、接道要件を満たす実家の隣に計画したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、貸住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は現在使用貸借契約を結び叔母が利用しており、祖父が隣接の農地の一部も含めて誤って造成建築したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和44年4月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が567.40平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、併用地と合わせた有効利用面積が679.4平方メートルあり、非農家住宅の転用可能面積の500平方メートルを超えています。超過面積が179.4平方メートルであり、農業上利用し難い狭小残地200平方メートル未満であるため問題はないと考えます。

9番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅に隣接した申請地に車庫を建築するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が372.43平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書4ページをお開きください。

10番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分され、現在の借家が手狭になり自己住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年10月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が444.89平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、発電出力40.1キロワット、パネル1枚の面積約1.66平方メートルを136枚、3基の太陽光発電設備用地及び隣接農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労力不足により耕作することを断念し、資産運用のため土地を活用するもので、136枚のパネルを設置、発電するのに適切な土地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当で、再生可能エネルギー発電事業計画の認定も平成30年10月15日付けで受けており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が11.23平方メートル有ります。



12番は、露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、電気設備業を営む申請者が事業の拡張に伴い住宅の南隣に資材置場及び駐車場を確保するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和43年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、発電出力4.9キロワット、パネル1枚の面積約1.23平方メートルを27枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅の隣で、設備の維持管理も容易であり、家庭用及び一部売電用設備として計画するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当で、再生可能エネルギー発電事業計画の認定も平成31年2月12日付けで受けており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

14番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在の納屋が老朽化し、また、農機具も増えたので住宅の西隣に納屋を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年4月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が516.12平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について14件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御

説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

本件は、平成28年8月30日付けで賃借権の設定により店舗用地として許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

なお、取消のあった農地については譲渡人と新たな転用事業者が農地転用許可申請するものです。農地法第3条の規定による許可の取消願2番及び同法第5条の規定による許可申請所有権28番に関連しています。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、平成3年4月30日付けで非農家の自己住宅用地として許可を受けていましたが、所有権を移転し土地造成後に経済状況悪化で住宅建築が困難となり、転用事業完了ができず今日に至っております。

この度、承継者として近隣の方から自己住宅用地として利用したい旨要望があったことから、承継を伴う事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権18番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを

議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の高砂委員より報告をお願いいたします。

**高砂委員** 現地調査委員の高砂です。

今回の特別現地調査委員は、神内委員、佐竹委員と私の3名で、本日午前中に現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の2番、6番及び賃借権の1番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員の神内委員及び佐竹委員から報告をお願いします。

**神内委員** 現地調査委員の神内です。

まず、私から議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書をお開きください。

1番の申請地は、香川県立高松桜井高等学校東50メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、レインボーロード及び国道11号線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が整い、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み生活環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地も、香川県立高松桜井高等学校東50メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、レインボーロード及び県道太田上町・志度線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が整い、200メートルほど東側一体は都市計画用途地域で、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み生活環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市東消防署南1キロメートルに在り、宅地建物取引業者免許を持つ転用者が分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線に面し交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み住環境の良い

地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立香川第一中学校北東500メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道高松・香川線に100メートルほどと近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み生活環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する農道が159.93平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは佐竹委員が説明します。

**佐竹委員** 現地調査委員の佐竹です。5番からは私が説明します。

5番の申請地は、高松市香川総合センター南1.5キロメートルに在り、転用者は生薬及び漢方薬の生産・加工・販売業を営んでいる法人の役員で、事業の拡大に伴い工場が手狭になり、併せて駐車場不足も解消するため貸工場・駐車場用地として経営する法人に貸し付けるため転用申請するものです。

立地基準については、平成2年8月に土地改良法による換地処分の行なわれた土地で第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道に面し事業効率及び交通の利便性が良く、申請地北隣に土地改良事業施行前に建築された敷地面積が3,675平方メートルの工場・事務所・倉庫等があり、第1種農地の不許可の例外「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、工場として使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から、役員である個人が取得して法人に貸し付けるものです。併用宅地が3,675平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。

6番の申請地は、高松市山田支所南2.5キロメートルに在り、転用者はセメント卸小売販売業等を営んでおりますが、経営の多角化を目指し新規事業として工場等の屋根加工材の製造販売事業を展開するため工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、幅員の広い主要地方道三木・綾川線に面し大型車両による資材・製品の搬出入も容易であり、計画する建物及び駐車台数から面積規模も妥当で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、計画に当たり地域への事前説明会を3月に開催し隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する農道を含め併用山林等が166.03平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知7番、使用貸借に係る農地返還通知6番、農地法第5条の規定による許可の取消願1番、同法3条の規定による許可の取消願2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページをお開きください。賃借権について説明します。

1番の申請地は、高松市立香南中学校北西1キロメートルに在り、土木工事及び不動産業を営む転用者が市内ため池「小田池」の水面上でソーラー発電を行う企業から設備の設置依頼を受け、露天資材・車両置場用地として令和元年6月1日から令和元年12月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業地に隣接した土地で接道幅員も十分あり工事作業もし易く、第1種農地の不許可の例外「申請地に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合」に該当するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、農地復元までの工程表も提出され、その確実性も認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権6件、賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、

許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、土木建築業を営む転用者が、申請地南側3棟の住宅を購入し社員寮として利用することから、その従業員の駐車場が必要となり、露天駐車場用地として転用申請するものです、

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、借家住まいで現在の住居が手狭となってきたことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、不動産賃貸業を営む転用者が共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三木・国分寺線沿いで周辺は、医療施設・商業施設が整備され、共同住宅等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が615.02平方メートル有ります。

議案書8ページをお開きください。

7番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側市道から接続する関連会社が開発した道路沿いで用途地域にも近く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が103平方メートル有ります。

10番は、旅客自動車運送業を営む転用者が、近年の県内観光客増加に伴い大型バス車両が増えたことと、申請地周辺は観光名所が多く大型バスの待機場所としても利用できることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が582.47平方メートル有ります。

11番は、主に工業機械製品の販売を行う転用者が、近年の事業拡大に伴い既存倉庫が手狭となり、新たな倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅の宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が430.58平方メートル有ります。

14番は、医薬品販売を営む転用者と転用者の代表者個人が会社の福利施設の駐車場が手狭であることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側は市道に接し、福利施設から近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書9ページを御覧ください。

15番は、不動産業を営む転用者が、系列会社である運送業を営む会社への露天貸重機・資材置場として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、居住している校区内で、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり実家にも近いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、定例総会開催前日に申請代理人である行政書士から取り下げる旨の連絡を受けたことから、欠番としています。

18番は、借家住まいで子が生まれたことで住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市



道に面し県道へのアクセスも良く、周辺は公共施設及び医療施設も整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

19番は、義父所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道沿いで交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域で、実家に近く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、幅員4メートル以上の道路に面し県道円座・香西線へのアクセスも良く、周辺は商業施設等も整備され、分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、幅員4メートル以上の道路に面し県道円座・香西線へのアクセスも良く、周辺は商業施設等も整備され、分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書10ページをお開きください。

24番は、分家住宅へ進入するための進入路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条の規定による許可申請使用貸借10番に関連しています。

25番は、建設業を営む法人の役員が転用者となり、近年の事業量増加により資材が増えたことに伴い既存の資材置場が手狭となっていることから、隣接地を露天貸資材置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の資材置場を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が2,586平方メートル有ります。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

26番の転用者は、両親と同居していましたが、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、父所有の農地を譲り受けて新たな農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、父親から譲り受けた農地に隣接して転用するもので、実家にも近く親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、現在、マンション住まいで、高齢により子が経営する会社の隣接地で新たな自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し、主要地方道中徳・三谷・高松線から近く、周辺は医療施設・商業施設も整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、義母の農地を借り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成31年2月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が144.30平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、コンビニエンスストアを営んでいる転用者が、新規店舗の建築に当たり北側の市道入口だけでは計画している集客が見込めないことから、南側の国道からの進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,401.45平方メートル有ります。

3番は、2番と同じ転用者が、新たな店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に、南側が県道に面しており店舗への出入りが容易で、周辺は商業施設・公共施設が整備され、分譲住宅で宅地化の進んでいる地域でもあり集客が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が734.08平方メートル有ります。

4番は、陶器類製造販売業を営む転用者が、会社敷地内で製作した陶器の保管置場が手狭となり、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道国分寺・太田上町線を挟んで製作所と申請地が北側及び南側に在り、交通の利便性が良く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、不動産賃貸業を営む転用者が、貸デイサービス施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、5番の転用者と同族会社で、介護サービス業を営む転用者が住宅型有料老人ホーム用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。宅地等が202平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が242平方メートル有ります。

2番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、東側は実家と隣接し親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成29年6月に一部建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、北側は実家と隣接し農業の手伝いもでき親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が29.30平方メートルあります。

5番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み実家と隣接し農業の手伝いもでき親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、敷地の面積が500平方メートルを超えておりますが、接道している市道が狭あい

道路で、後退面積を除いた有効利用面積は493平方メートルとなっており、土地利用率についても22パーセント以上であることから問題はないと考えます。

6番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成17年ごろに一部造成済みですが、転用の確実性が認められ隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家の敷地を併用し、東側に隣接して建築するもので親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年ごろに一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番も、妻の祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し県道千疋・高松線からのアクセスが良く、実家にも近く親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書14ページをお開きください。

9番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く、実家にも近接しており農業の手伝いもでき親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に接続する実家への進入路を拡幅し、実家に隣接して建築するもので親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年ごろに建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が47.38平方メートルあります。(農地法第5条の規定による許可申請所有権24番に関連しています。)併せて無断転用の解消

を図るものです。

11番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し交通の利便性が良く、実家にも近く祖父の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅で宅地化が進んでいる住環境の良い地域で、実家に近く農業の手伝いもでき親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権21件、賃借権6件、使用貸借13件、計40件について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書15ページをお開きください。

1番は、隣接農地を分家住宅用地にする転用者が、使用貸借により30年間借り受けて

排水管を埋設するため平成31年1月30日付けで許可を受けていましたが、住宅建築に伴う銀行からの融資期間が35年のため貸借期間を延長する必要が生じたことにより、使用貸借による権利設定を「期間の定め無し」に変更するため許可の取消願が提出されたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

2番は、平成28年8月30日付けで隣接農地を店舗用地に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設する目的で使用貸借による権利を設定するため許可を受けていましたが、転用計画の廃止に伴い許可の取消願が提出されたものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権28番及び同条の規定による許可の取消願1番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出されており、要件は満たします。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件も全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番・3番は、譲渡人が共に労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

4番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、後継者である子へ一括贈与するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

7番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

8番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は柿・ミカンを栽培するものです。

9番・10番は、譲渡人が高齢・兼業によりそれぞれ経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を作付けするものです。

なお、9番については使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

議案書17ページをお開きください。

11番・12番は、新規営農を希望する譲受人が取得後、水稻を作付けするものです。

なお、11番については使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

13番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請の使用貸借について御説明申し上げます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、経営移譲年金受給のため後継者へ15年間の使用貸借による権利の再設定を行うもので、引き続き水稻を作付けするものです。

2番は、隣接農地を分家住宅に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため期間の定め無く借り受けるものです。農地法第3条の規定による許可の取消願1番に関連しています。

3番は、新規営農を希望する借人が3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転13件、使用貸借3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第9号 非農地証明願について御説明申し上げます。



議案書19ページをお開きください。

1番は、昭和24年ごろから、4番は、平成10年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」及び「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、平成8年ごろから水路として、3番は、平成13年3月から農道として利用しているもので非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

1番について現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号については証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について御説明いたします。

議案書21ページから24ページまでを御覧ください。

平成31年2月14日付けで高松税務署長から相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等の利用状況について調査依頼がありました。

この調査は、申告期限の翌日から20年間農業を継続する条件で納税猶予を受けている農地について、20年後である現在の利用状況を確認報告するものです。

全ての農地について事務局職員及び問題があると判断された場合は各地区委員が現地確認をしたところ、右から4列目の利用状況欄及び備考欄に記載のとおり、一部の農地について、土地区画整理事業による換地処分や国土調査の成果による地積の変更が確認されました。

ただし、1件については宅地化が認められております。22ページ20番を御覧ください。

田4筆のうち、1筆につきましては相続税納税猶予の適用後、一部に住宅を建築しているものです。

これ以外の農地については、適正に利用又は保全管理されていると報告を受けております。

高松税務署長への報告様式は、1筆ごとに農作物名や保全管理等の利用状況を記入することとされており、現況の事実報告であり本議案書と同内容であります。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について43件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については原案のとおり高松税務署長に回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号については原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

1枚めくっていただき、2ページに記載のとおり平成31年2月12日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

開発行為の内容は、山林を太陽光発電施設用地として利用するというもので、3ページの土地開発行為協議書のとおり、同年2月12日付けで事業者から香川県知事宛に提出されたものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、前田西町の山林0.9397ヘクタールで、開発区域内には農地は含まれておりません。4ページに位置図を付していますが、申請地は高松東インターチェンジから1.5キロメートルほど北に在ります。

5ページ以降には、土地利用計画図、緑化計画図等を付しています。

表紙の1ページにお戻りください。

同年2月22日に地元担当委員と地区担当職員とで現地調査を実施し、開発場所及び沈砂池等の雨水処理施設の設置予定地を調査するとともに、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺及び下流域には農地が存在し、本開発による直接的な影響もあると判断しました。

さらに8ページを御覧ください。この開発内容について事業者による地元説明会が数回開催され、同年4月19日に添付のとおり関係水利組合と事業者との間で「覚書」が締結されております。

以上のことを踏まえて、地元担当委員と協議した結果、高松市長には「開発行為に当たっては、開発区域の周辺及び下流域にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号に係る意見については原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第12号は原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

**多田農地係長** 議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

令和元年5月9日付けで高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件につきましては、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページからの総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

6ページに今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が107件、合計面積で168,179.89平方メートルです。

次に、7ページを御覧ください。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り農業振興に寄与しようと、白地から青地に農用地区域へ編入するもので、3件、面積が8,019平方メートルです。

最後に、8ページを御覧ください。

農業用施設を申請地に建築するため農用地利用計画の4つの用途区分、農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地の中で農地から農業用施設用地に変更するもので、2件、面積が496平方メートルです。

以上 議案13号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については原案のとおり意義ない旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第13号については原案のとおり異議ない旨回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

**多田農地係長** それでは、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料3を御覧ください。

期間としましては平成31年4月6日から令和元年5月13日分までであります。

まず、許可件数ですが、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が12件、4月議決分といたしまして4条が16件、5条が36件、合計で4条が16件、5条が48件です。

許可保留件数につきましては、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が11件、4月議決分といたしまして4条が2件、5条が16件、合計で4条が2件、5条が27件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

4月議決分の4条関係で、3番が道路工事承認未了により、また、8番が隣接で所有する土地の廃棄物撤去を現在行っているところであり、許可保留となっております。

2 ページを御覧ください。

5条関係で11月議決分の31番が開発許可未了により許可保留となっております。同じく、2月議決分の5条関係で17番が開発許可未了により許可保留となっております。また、3月議決分の8番が開発許可、直近事業造成工事未了により許可保留となっております。9番が道路工事承認未了により、また、15番、17番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。19番が開発許可未了により許可保留となっております。

24番及び次のページの25番、番号を飛んで34番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。番号を戻っていただき、30番が開発許可未了により許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。

5条関係で4月議決分の4番が開発許可及び道路工事承認未了により、また、6番が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。7番、8番、10番が開発許可未了により許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。

20番、22番、23番、31番から33番、35番及び36番が開発許可未了により許可保留となっております。37番、38番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

6 ページを御覧ください。

39番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で、今回の許可状況の報告を終了します。

**議 長** ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和元年度第2回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時39分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員